

## 講義 2 ニホンジカ特定鳥獣管理計画のレビューと課題

一般財団法人自然環境研究センター 荒木良太

1999年より開始された制度による特定鳥獣保護管理計画は、ニホンジカの分布の拡大と増加とともに策定数は年々増加してきた。2017年3月に奈良県、2017年9月に青森県が特定計画を新たに策定し、第12次鳥獣保護管理事業計画期間（以下、第12次期間という）の計画は43県44計画となった（2017年10月30日時点）。

これらの第12次期間の特定計画のうち、奈良市ニホンジカ特定計画を除いた43の特定計画書を対象として、特定計画書から読み取れる情報を元に、都道府県の特定計画の記載内容を類型化し、全国及びブロック別に集計した。

### 1. 生息数の動向

第11次期間の生息数の動向は、第10次期間を対象にして推定された生息動向と比較し、増加傾向を示した計画割合は減少、横ばい、減少傾向を示した計画割合が増加した。

### 2. 被害の動向

主に農業被害についての被害動向は、多くの計画で横ばいから減少の傾向を示し、この傾向は生息数の動向が横ばいか減少傾向である場合に強くあらわれた。

### 3. 特定計画の目的

農林業・生活被害軋轢軽減、生物多様性への影響軽減といったニホンジカによる負の環境影響の軽減は全国的に共通する目的となっていた。このほか、拡大・定着防止も多雪地域に限らない目的となっていた。

### 4. 被害目標の数値化

計画目的の主である被害軽減について、目標を数値化し設定している計画は全国的にも多くはなく、関東、九州では皆無であった。

現在進行形で解決策を見いだす必要のある課題も多いが、いくつかの課題については、先行して進められている特定計画の取り組みを参照することにより、課題解決をスピード化することが可能と推察される。また、未解決の課題については、共通課題を持つ計画間での情報共有により、課題解決を効率化する必要があると考えられた。